

## さいたま市における特定随意契約の公表に関する要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、さいたま市が発注する物品の購入及び賃貸借並びに役務の提供に係る契約において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約（以下「特定随意契約」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

### (対象となる契約)

**第2条** 特定随意契約の対象となる契約は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第20条で定める額を超えるものとする。

### (名簿の作成)

**第3条** 次に掲げる特定随意契約の区分に応じ、当該各号に定める課の長は、特定随意契約対象者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、対象となる事業者及び対象となる物品、賃貸借又は役務（以下「物品等」という。）を明記しなければならない。

- (1) 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設及び小規模作業所（以下「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約及び障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約 保健福祉局福祉部障害支援課
  - (2) シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合から役務の提供を受ける契約 保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
  - (3) 母子・父子福祉団体から役務の提供を受ける契約 子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課
  - (4) 市の認定を受けた者から新商品を買入れる契約又は借り入れる契約 経済局商工観光部産業展開推進課
- 2 前項に定める課の長は、名簿に掲載する内容について変更が生じたときは、名簿登載者からの届出により、速やかに変更しなければならない。

### (発注見通しの公表)

**第4条** 特定随意契約の締結を予定している課等の長は、次に掲げる事項を発注見通し一覧（様式第1号）に記載し、財政局契約管理部調達課長（以下「調達課長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 所管課名
- (2) 物品、賃貸借又は役務の名称
- (3) 数量又は概要
- (4) 契約予定時期

2 調達課長は、毎年、2月1日及び8月1日を目途に、発注することが見込まれる特定随意契約の案件について、前項の発注見通し一覧により、公衆の閲覧に供しなければならない。

3 前項に規定する公衆の閲覧は、次に掲げる方法を併用して行うものとする。

- (1) 財政局契約管理部調達課の窓口において閲覧に供する方法
- (2) 財政局契約管理部調達課のホームページに掲載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法

#### (契約締結前の公表)

**第5条** 特定随意契約の締結を予定している課等の長は、当該契約の申込みの誘引を行う5日前までに、前条第1項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を特定随意契約案件表(様式第2号)により公衆の閲覧に供するものとする。

- (1) 物品、賃貸借又は役務の名称
- (2) 仕様内容
- (3) 履行期間
- (4) 契約締結予定日
- (5) 契約相手方の決定方法又は選定基準
- (6) 申請方法
- (7) 所管課名

2 前項の規定は、発注する年度の途中において、新たに調達する物品等として追加された案件も併せて行うものとする。

3 第1項に規定する公衆の閲覧は、財政局契約管理部調達課の窓口において閲覧に供する方法にて行うものとする。

#### (契約締結状況の公表)

**第6条** 特定随意契約を締結した課等の長は、契約締結後、速やかに次に掲げる事項を特定随意契約結果表(様式第3号)により公衆の閲覧に供するものとする。

- (1) 物品、賃貸借又は役務の名称
- (2) 仕様内容
- (3) 履行期間
- (4) 契約締結日
- (5) 契約相手方の名称及び所在地
- (6) 契約金額
- (7) 契約相手方の決定理由
- (8) 所管課名

2 前項に規定する公衆の閲覧は、次に掲げる方法を併用して行うものとする。

- (1) 財政局契約管理部調達課の窓口において閲覧に供する方法
- (2) 財政局契約管理部調達課のホームページに掲載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法

#### (公表する期間)

**第7条** 第4条から第6条までの公表は、当該契約の履行開始日の属する年度の3月31日まで

行うものとする。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、特定随意契約の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日から障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、さいたま市における特定随意契約の公表に関する要綱第3条第1項第1号中「障害福祉サービス事業を行う施設」とあるのは、「行う施設、同法附則第41条第1項、第48条若しくは第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第31条に規定する身体障害者授産施設、障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設、同条第5項に規定する精神障害者福祉工場、障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の6に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設」とする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。



様式第2号（第5条関係）

## 特定随意契約案件表

公表事項	内 容
物品、賃貸借又は 役務の名称	
仕 様 内 容	
履 行 期 間	
契 約 締 結 予 定 日	
契 約 相 手 方 の 決 定 方 法 又 は 選 定 基 準	
申 請 方 法	
所 管 課 名	
備 考	

様式第3号（第6条関係）

## 特定随意契約結果表

公表事項	内 容
物品、賃貸借又は 役務の名称	
仕 様 内 容	
履 行 期 間	
契 約 締 結 日	
契約相手方の名称 及び所在地	
契 約 金 額	
契約相手方の決定理由	
所 管 課 名	